

議第68号

檀原市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

檀原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月6日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

檀原市個人番号の利用に関する条例（平成27年檀原市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号及び第7号中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

第4条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

別表第1第1の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表中

「

9 市長	骨髓等の提供費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	檀原市改良住宅条例による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	障害又は疾病を有する児童又は生徒の就学のため必要な経費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
12 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に類して行う就学の援助又は幼稚園への就園の奨励に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの

」

を

「

9 市長	骨髓等の提供費用の助成に関する事務であって規則で定める
------	-----------------------------

	もの
10 市長	一般不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	産婦に対する家事の援助に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	胃がんリスク検査の実施に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	檀原市改良住宅条例による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの
14 教育委員会	障害又は疾病を有する児童又は生徒の就学のため必要な経費の支給に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
15 教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に類して行う就学の援助又は幼稚園への就園の奨励に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの

」

に改める。

別表第2第2の項及び第3の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加え、同表第5の項中「子ども・子育て支援法」の次に「（平成24年法律第65号）」を加え、同表第9の項中「又は障害福祉サービスの提供」を「、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収」に改め、「外国人生活保護関係情報」の次に「又は療育手帳に関する情報」を加え、同表第11の項中「外国人生活保護関係情報又は障害者関係情報」を「外国人生活保護関係情報、障害者関係情報又は介護保険給付等関係情報」に改め、同表第12の項中「又は保険料の徴収」を「、保険料の徴収又は保健事業の実施」に、「障害者関係情報」を「老人福祉措置関係情報、障害者関係情報、自立支援給付等関係情報」に改め、同表第13の項中「障害者関係情報」の次に「、自立支援給付等関係情報」を加え、同表中

「

19 市長	骨髄等の提供費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
21 市長	檀原市改良住宅条例による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの

を

「

19 市長	骨髄等の提供費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	一般不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	産婦に対する家事の援助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	胃がんリスク検査の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの

	て規則で定めるもの	則で定めるもの
24 市長	檀原市改良住宅条例による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報又は療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの

に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 生活保護法の一部改正による進学準備給付金制度への対応、独自利用事務の追加等を行うため、所要の改正を行うもの

議第69号

檀原市議会議員及び檀原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

檀原市議会議員及び檀原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月6日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市議会議員及び檀原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

檀原市議会議員及び檀原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年檀原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「檀原市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第6条中「(檀原市長の選挙の場合に限る。)」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の檀原市議会議員及び檀原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される檀原市議会議員の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された檀原市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

理由 公職選挙法の一部改正により、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担が認められたため、所要の改正を行うもの



議第70号

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月6日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

檀原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年檀原市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表1の部大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会の委員の項を削る。

理由 執行機関の附属機関である大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会が、担当事務に係る答申を終えたことに伴い、これを廃止するため、所要の改正を行うもの



議第71号

榎原市用品調達基金条例の廃止について

榎原市用品調達基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成30年12月6日提出

榎原市長 森下 豊

榎原市用品調達基金条例を廃止する条例

榎原市用品調達基金条例（昭和42年榎原市条例第15号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理由 物品の集中購買事務について見直しを行い、榎原市用品調達基金を廃止するため、  
条例を廃止するもの



議第72号

檀原市まちなみ交流センター条例の一部改正について

檀原市まちなみ交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月6日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市まちなみ交流センター条例の一部を改正する条例

檀原市まちなみ交流センター条例（平成6年檀原市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

施設		時間	9:00～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 21:00	超過料金1時 間につき
今井まちなみ交流 センター	講堂		3,290円	5,140円	6,480円	1,330円
	会議室		1,330円	1,950円	2,570円	610円
今井まちづくりセ ンター	集会室及 び和室		900円	1,500円	1,200円	300円
今井まちや館	和室		1,500円	2,500円	2,000円	500円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理由 今井まちづくりセンター及び今井まちや館の使用料について見直しを行うため、  
地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、所要の改正を行うもの



議第73号

檀原市国民健康保険税条例の一部改正について

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月6日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

檀原市国民健康保険税条例（昭和31年檀原市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第20条中「540,000円」を「580,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の檀原市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理由 地方税法施行令の一部改正により、基礎課税額における課税限度額を引き上げる改正を行うもの



議第74号

檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月6日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

檀原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年檀原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「保育をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合  
第29条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第17条第2項に次の1号を加える。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第24条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第25条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第47条中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附則第2項中「行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加える。

附則第9項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とし、附則第3項から附則第6項までを1項ずつ繰り下げ、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第24条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第24条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第25条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、保育所等との連携及び食事の提供に関する基準について、所要の改正を行うもの

議第75号

檀原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

檀原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月6日提出

檀原市長 森下 豊

檀原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

檀原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年檀原市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

小槻町第2地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示する檀原市小槻町第2地区地区計画の区域内で地区整備計画が定められている区域
---------------	---

別表第2に次のように加える。

小槻町第2地区 整備計画区域	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿は除く。以下同じ。） (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからカに掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） ア 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。） イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗 エ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
-------------------	---

		<p>オ 学習塾、華道教室、囲碁教室等その他これらに類する施設</p> <p>カ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>(3) 近隣に居住する者の利用に供するために設ける公民館及び集会所</p> <p>(4) 巡査派出所</p> <p>(5) 公園に設けられる公衆便所及び休憩所</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの（次のアからエまでに掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が600平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの</p> <p>イ 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>ウ 畜舎</p> <p>エ 別表第4に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあっては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類及び第4石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供するもの</p>
--	--	---

別表第5に次のように加える。

小槻町第 2地区整 備計画区 域	80%	50%	200平方メ ートル ただし、次の各 号に掲げる建築 物の敷地につい ては、この限り	建築物の外壁又はこれに代 わる柱の面から敷地境界線ま での距離は1メートル以上と する。ただし、次の各号のい ずれかに該当する場合は、こ の限りでない。	10メートル
---------------------------	-----	-----	---	---	--------

				でない。	(1) 外壁又はこれに代わる
			(1) 巡査派出所		柱の中心線の長さの合計
					が3メートル以下である
			(2) 公園に設		こと。
			けられる公	(2) 物置その他これに類す	
			衆便所及び	る用途に供し、軒の高さ	
			休憩所、公	が2.3メートル以下	
			民館	で、かつ、床面積の合計	
				が5平方メートル以内で	
				あること。	
				(3) 車庫	

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 小槻町第2地区地区計画の都市計画決定に伴い、建築基準法に基づく条例による当該区域内の建築物への制限を行うため、所要の改正を行うもの